

(表3) 平成30年度立入検査 指摘事項 (具体例)

項目	指 摘 事 項	
1	資格等に関すること	
	①水道技術管理者	
	水道法第19条第2項各号の規定により、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業では、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの納入時の試験成績書（薬品基準）について、水道技術管理者が確認を行っていないため、水道技術管理者が確認を行うこと。	野々市市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定により、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業では、毎日の水質検査結果、定期の健康診断結果及び次亜塩素酸ナトリウムの契約時の試験成績書（薬品基準）を水道技術管理者が確認していないため、水道技術管理者が確認を行うこと。	坂井市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定により、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業では、浄水場に出入りしている委託作業員の健康診断の結果を水道技術管理者が確認していないため、水道技術管理者が確認を行うこと。	所沢市水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定により、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業では、給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査結果、水道法第20条第1項の規定による水質検査結果を水道技術管理者が確認を行っていないため、水道技術管理者が確認を行うこと。	海部南部水道企業団水道事業
	水道法第19条第2項各号の規定により、水道技術管理者は当該事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないとされているが、貴水道事業では、一部の従事者の健康診断結果を水道技術管理者が確認していないため、水道施設の業務に従事しているすべての者について水道技術管理者が確認を行うこと。	薩摩川内市水道事業
	②布設工事監督者	
	布設工事監督者について、工事監督が適正に実施しうるよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道事業では、監督業務の内容が定められていなかったため、布設工事監督者の監督業務の内容を定めること。	由利本荘市水道事業、豊岡市水道事業
	布設工事監督者について、工事監督が適正に実施しうるよう監督者及びその補助者の組織を整備するとともに、監督業務の内容を定め、責任の所在を明確にすることとされているが、貴水道用水供給事業では、監督業務の内容が定められていなかったため、布設工事監督者の監督業務の内容を定めること。	長野県松塩水道用水供給事業
	水道の布設工事以外の水道施設の工事について、水道の布設工事に準じて監督者を置いて監督業務を実施させることとされているが、貴水道事業では、水道の布設工事以外の水道施設の工事について、資格を有しない者を指名している事例が見受けられたため、資格を有する者を指名し、監督業務を行わせること。	松戸市水道事業、野々市市水道事業、新座市水道事業、上尾市水道事業、八千代市水道事業、半田市水道事業、豊岡市水道事業
	水道の布設工事以外の水道施設の工事について、水道の布設工事に準じて監督者を置いて監督業務を実施させることとされているが、貴水道用水供給事業では、水道の布設工事以外の水道施設の工事について、資格を有しない者を指名している事例が見受けられたため、資格を有する者を指名し、監督業務を行わせること。	福島地方水道用水供給事業
2	認可等に関すること	
	①認可	

<p>水道法第10条第1項の規定により、給水区域を拡張しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない（その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない）が、貴水道事業では、給水区域外へ水を供給しているため、必要な手続きの実施、又は解消に向けた近隣地方公共団体との協議を進めること。</p>	<p>草加市水道事業、所沢市水道事業、八潮市水道事業</p>
<p>水道法第10条第1項の規定により、予備水源として保有している水源について、現状は定常的に取水し、給水しているとのことであったが、認可内容と整合がとれていなかったため、今後定期的に取水、給水するのであれば、事業認可の変更要件を確認のうえ、対応について厚生労働省医薬・生活衛生局水道課に協議すること。</p>	<p>南魚沼市水道事業、豊岡市水道事業、岡山市水道事業</p>

②各種届出

<p>水道法第14条第5項及び水道法施行規則第12条の5の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に速やかに届け出なければならないが、貴水道事業では、平成26年4月1日に消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届出を行っていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、料金を変更したときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>川口市上水道事業</p>
<p>水道法第13条第1項の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならないが、貴水道事業では、更新工事等を行ったポンプを使用して給水する前に届出を行っていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、対象施設の給水を開始しようとするときは、適切に届け出ること。</p>	<p>草加市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成17年1月に所在地が変更、平成19年6月に代表者が交代した際に、届出を行っていなかったため、速やかに届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、適切に届け出ること。</p>	<p>野々市市水道事業</p>
<p>水道法第14条第5項及び水道法施行規則第12条の5の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に速やかに届け出なければならないが、貴水道事業では、平成22年7月に水道料金を給水条例で変更しているにもかかわらず、届出を行っていなかったため、今後、料金を変更したときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>野々市市水道事業</p>
<p>水道法第14条第5項及び水道法施行規則第12条の5の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に速やかに届け出なければならないが、貴水道事業では、平成26年4月1日に消費税に相当する額を給水条例で変更しているにもかかわらず、届出を行っていなかったため、今後、料金を変更したときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>白山市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成22年2月に代表者が交代した際に、届け出ていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>深谷市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成28年7月に代表者が交代した際に、届け出ていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>新座市水道事業</p>

<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成29年5月に代表者が交代した際に、届け出ていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>八千代市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成27年1月に所在地が変更した際に、届け出ていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>半田市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、平成28年4月に代表者が交代した際及び、平成8年頃に所在地が変更になった際に届け出ていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>大府市水道事業</p>
<p>水道法第13条の規定により、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出て、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなくてはならないが、貴水道事業では、平成29年に、配水池の防水工事を実施したにもかかわらず、届け出ていなかったため、今後、対象施設の工事を実施し、給水を開始する場合は、その旨を届出ること。</p>	<p>福岡市水道事業</p>
<p>水道法第7条第3項の規定により、水道事業経営の認可の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないが、貴水道事業では、届け出ていなかったため、早急に届け出るとともに、今後、記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出ること。また、水道法第14条第5項及び水道法施行規則第12条の5の規定により、供給規程に定められた事項のうち、料金を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に速やかに届け出なければならないが、貴水道事業では、届出を行っていなかったため、速やかに届け出るとともに、今後、料金を変更したときは、速やかに届け出ること。</p>	<p>中津市水道事業</p>

③検査の実施

<p>給水開始前の検査について、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合は、給水開始前検査の実施に際し、検査内容（水圧試験、水質試験等を含む）を明記するなど、検査に関する規則を整備することとされているが、貴水道事業では、検査に関する規則が整備されていなかったため、整備すること。</p>	<p>松戸市水道事業、蕨市水道事業、野々市市水道事業、加賀市水道事業、坂井市水道事業、深谷市水道事業、新座市水道事業、上尾市水道事業、豊田市水道事業、舞鶴市水道事業、柳川市水道事業、中津市水道事業、うるま市水道事業</p>
<p>配水施設（配水池を除く）の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査（耐力、圧力など）を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理を行うこと。また、給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査（色、濁りなど）を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理を行うこと。</p>	<p>松戸市水道事業</p>
<p>配水施設（配水池を除く）及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、水道事業者は、給水開始前検査に準じて必要な検査を行うこと、また、清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があるとされているが、貴水道事業では、当該施設から供給される水が水質基準に適合するものであることの確認や、また、消毒の残留効果について検査を行っていなかったため、今後は給水開始前検査に準じた水質基準に適合することの確認及び消毒の残留効果についての検査を適切に行うこと。</p>	<p>白山市水道事業</p>

給水開始前の検査について、配水施設（配水池を除く）を新設し、増設し、又は改造した場合は、給水開始前検査の実施に際し、検査内容（水圧試験、水質試験等を含む）を明記するなど、検査に関する規則を整備することとされているが、貴水道事業では、検査に関する規則が整備されていなかったため、整備すること。	加賀市水道事業
給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について、貴水道事業では、給水装置工事の際に残留塩素の量を記録しておらず、誤接合防止の対策が不十分であったため、給水装置工事の施行に当たっては、工事完了後給水栓における残留塩素の量および色、濁りを記録するなど、誤接合がないか確認するための適切な措置を講じること。	鯖江市水道事業
給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について、貴水道事業では、給水装置工事の際に残留塩素の量を確認しておらず、誤接合防止の対策が不十分であったため、給水装置工事の施行に当たっては、工事完了後給水栓における残留塩素の量を確認するなど、誤接合がないか確認するための適切な措置を講じること。	坂井市水道事業
給水装置の新設、増設、改造の場合においても、水道事業者は、給水開始前検査に準じて必要な検査（色、濁りなど）を行うこと、また、清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があるとされているが、貴水道事業では、給水開始前検査に準じた水質基準に適合することの確認及び消毒の残留効果についての検査をしているものの記録が無かったため、記録管理を行うこと。	上尾市水道事業
配水施設（配水池を除く）の新設、増設、改造の場合においても、水道事業者は、給水開始前検査に準じて必要な検査（耐力、圧力など）を行うこと、また、清掃、消毒その他衛生上の措置や水圧試験等を実施し、当該施設が適切に施工され、かつ、その供給される水が水質基準に適合するものであることを確認する必要があるとされているが、貴水道事業では、当該施設について水質試験は実施しているものの水圧試験を行っていなかったため、今後は給水開始前検査の施設検査に準じた水圧試験を適切に行うこと。	半田市水道事業
給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について、貴水道事業では、給水装置工事の際に残留塩素の量等を確認しておらず、誤接合防止の対策が不十分であったため、工業用水道管等が布設されている地区における給水装置工事の設計及び施行に当たっては、工事完了後給水栓における残留塩素の量等を確認するなど、誤接合がないか確認するための適切な措置を講じること。	草津市水道事業
給水装置の新設、増設、改造の場合において、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行うこととされているが、貴水道事業では、工事完了後に、色や濁り等の必要な検査は行っているものの、記録を残していなかったため、記録管理を行うこと。	福岡市水道事業
配水施設（配水池を除く）の新設、増設、改造の場合において、給水開始前検査に準じて、必要な検査を行うこととされているが、貴水道事業では、工事完了後に、色や濁り等の必要な検査は行っているものの、記録を残していなかったため、記録管理を行うこと。	柳川市水道事業
給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて、必要な検査（色、濁りなど）を行い、工事完了後の確認を確実に行うとともに、記録管理を行うこと。	大分市水道事業、うるま市水道事業
給水開始前の検査について、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合に必要な給水開始前検査の実施に準じて必要な検査を行う必要があるとされているが、貴水道事業では、給水装置の新設等の場合に、残留塩素の検査記録は整備されているものの、色及び濁りに関する記録が整備されていなかったため、整備すること。	尼崎市水道事業

### 3 水道施設管理に関すること

#### ①施設基準

<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では、確認を行っていませんので、確認を行うこと。</p>	<p>川口市上下水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では仕様書に有効塩素濃度と塩化ナトリウムの項目しか記載がなかった。そのため、貴水道事業における塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守することができる消毒用次亜塩素酸ナトリウムの品質を選定し、仕様書に品質を明記すること。</p>	<p>蕨市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められており、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、最大注入率における消毒用次亜塩素酸ナトリウムから付加される各評価項目の濃度等を確定し、購入時にこれらを踏まえた仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では、これらの対応がなされていなかったため、次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定のうえ、薬品基準への適合等の確認を行うこと。</p>	<p>南砺市水道事業、豊岡市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では、次亜塩素酸ナトリウム中の塩素酸濃度が最も上昇していると考えられる時点において、薬品基準への適合確認を行っていませんので、確認を行うこと。</p>	<p>由利本荘市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業では、水道施設において保管温度の管理がなされていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な品質管理を行うこと。</p>	<p>野々市市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では、確認を行っていませんので、確認を行うこと。</p>	<p>白山市水道事業、加賀市水道事業、坂井市水道事業、新座市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとされているが、貴水道事業では、保管温度に配慮した品質管理が行われていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理を行うこと。</p>	<p>白山市水道事業、新座市水道事業、柏市水道事業、米沢市水道事業、柳川市水道事業、薩摩川内市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管時において、貴水道事業では、水道施設において保管温度の管理がなされていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理を行うこと。</p>	<p>坂井市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適正な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では、評価項目について購入仕様書に明記していませんので記載をすること。</p>	<p>所沢市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業では、温度計の設置が無く保管温度の管理がなされていないことから、適切な管理の徹底を図ること。</p>	<p>八潮市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適正な管理について、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業では、保管温度の管理がなされていなかったため、適切な管理の徹底を図ること。</p>	<p>海部南部水道企業団水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとなっているが、貴水道事業では、保管温度に配慮した品質管理がなされていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理を行うこと。</p>	<p>大府市水道事業、豊田市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとされているが、貴水道事業では、一部の施設において保管温度に配慮した品質管理が行われていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理を行うこと。</p>	<p>舞鶴市水道事業</p>

<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとされているが、貴水道管理業務受託者では、保管温度に配慮した品質管理が行われていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの適切な管理を行うこと。</p>	<p>月島テクノメンテサービス株式会社(薩摩川内市水道事業 第三者委託受託者)</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、購入時に消毒用次亜塩素酸ナトリウムの最大注入率を設定した上で、付与される各評価項目の濃度等が仕様を満たしたものになっているか確認する必要があるが、貴水道事業では仕様書を確認するために必要な事項の記載がなかった。そのため、貴水道事業における塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守することができる消毒用次亜塩素酸ナトリウムの品質を選定し、仕様書に品質を明記すること。</p>	<p>中津市水道事業</p>
<p>消毒用次亜塩素酸ナトリウムについて、塩素酸の水質基準及び薬品基準を遵守するため、適切な管理が求められ、保管時において、保管温度及び保管期間に配慮することとされているが、貴水道事業では、消毒用次亜塩素酸ナトリウムの保管場所が屋外に設置されている等、保管温度に配慮した品質管理となっていなかったため、消毒用次亜塩素酸ナトリウムが適切な管理となるよう、対応を図ること。</p>	<p>岡山市水道事業</p>

②施設点検

<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業では、一部の水道施設において定期の点検を行っておらず、また、点検を行っている場合であっても一部の水道施設において点検の結果を記録していなかったため、点検頻度や点検項目等の基準を作成するとともに、点検結果について記録に残すこと。</p>	<p>由利本荘市水道事業</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業では、一部施設の点検がなされておらず、管路の点検結果が記録されていなかったため、点検頻度や点検項目等の基準を作成するとともに、点検結果について記録に残すこと。</p>	<p>新座市水道事業</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業においては、一部施設の点検がなされておらず、点検結果が記録されていなかったため、点検頻度や点検項目等の基準を作成するとともに、点検結果について記録に残すこと。</p>	<p>所沢市水道事業</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異常状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業では、管路における定期的な点検及び記録を実施していなかったため、定期的な点検及び記録を実施すること。</p>	<p>柏市水道事業</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業は、管路及びその他施設について、点検頻度及び点検項目が定められておらず、点検記録も整備されていなかったため、点検頻度及び点検項目を定めた上で、定期的に点検を行うとともに、点検記録を整備すること。</p>	<p>上尾市水道事業</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業では、管路について、点検頻度、点検項目等が定められていなかったため、点検頻度、点検項目等について定めること。</p>	<p>尼崎市水道事業</p>
<p>施設点検について、定期的に水道施設の点検を行うことによって、事故、異状状態等の早期発見に努め、水道施設の状況を把握しておくこととされているが、貴水道事業では、管路について、点検頻度、点検項目等が定められていなかったため、点検頻度、点検項目等について定めること。</p>	<p>うるま市水道事業</p>

③鉛製給水管

<p>鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項(開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること)を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業では、個別の周知を定期的に行っていないため、定期的に周知を行うこと。</p>	<p>松戸市水道事業、野々市市水道事業、深谷市水道事業、柏市水道事業、松阪市水道事業、宇部市上水道事業</p>
--	---

<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業では、布設替計画が策定されていなかったため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業では、個別の周知を定期的に行っていないため、定期的に周知を行うこと。</p>	<p>白山市水道事業、柳川市水道事業、中津市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業では、布設替計画が策定されていなかったため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。</p>	<p>深谷市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされているが、貴水道事業では、宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握していなかったため、把握に努めること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているため、定期的に周知を行うこと。</p>	<p>新座市水道事業、半田市水道事業、大津市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされているが、貴水道事業では、宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握していなかったため、把握に努めること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているため、定期的に周知を行うこと。さらに、鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握に努めるなど、鉛の水質基準の確保に万全を期す必要があるが、貴水道事業では、鉛製給水管について鉛濃度の把握が行われていないので、適切に対応すること。</p>	<p>八千代市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、  ①当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされている。  ②鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされている。  ③布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされている。  しかしながら、貴水道事業では、  ①個別の周知を定期的に行っていないため、定期的に周知を行うこと。  ②宅地部における鉛製給水管の使用件数を一部しか把握していなかったため、把握に努めること。  ③布設替計画が策定されていなかったため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。</p>	<p>豊岡市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、鉛製給水管を使用している住宅を特定できていない場合には、給水台帳等の保有情報を確認することにより、特定に努めることとされているが、貴水道事業では、宅地部における鉛製給水管の使用件数を把握していなかったため、把握に努めること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているため、定期的に周知を行うこと。また、鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業では、公道部について布設替計画が策定されていなかったため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。</p>	<p>舞鶴市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛製給水管の布設替を進めることとされているが、貴水道事業では、布設替計画が策定されていなかったため、速やかに策定し、鉛給水管の布設替えを推進すること。また、鉛管による水設基準超過リスクを水質検査により把握するとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業では、個別の周知を定期的に行っていないため、定期的に周知を行うこと。</p>	<p>草津市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、布設替計画を策定し、計画的に鉛給水管の布設替を進めるとともに、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業では、定期的に個別に周知されていなかったため、適切に実施すること。</p>	<p>福岡市水道事業</p>
<p>鉛製給水管について、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性和布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業では、個別の周知を行っていないため、適切に対応すること。</p>	<p>河内長野市水道事業、尼崎市水道事業</p>

鉛製給水管の布設替えが完了するまでの間においては、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握に努めるなど、鉛の水質基準の確保に万全を期す必要があるが、貴水道事業では、鉛製給水管においてpH調整などが行われていなかったため、適切に対応すること。また、当該水道使用者（所有者）に対し、早期布設替えの必要性と布設替えまでの間の注意事項（開栓初期の水は飲用以外の用途に用いること）を定期的に個別に周知することとされているが、貴水道事業では、個別の周知を定期的に行っていないため、定期的に周知を行うこと。

岡山市水道事業

④耐震化

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。

福島地方水道用水供給事業

水道施設の更新について、計画的に更新を進めることとされているとともに、水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、施設・基幹管路・重要給水施設への管路の更新・耐震化計画は策定されているものの、目標年度が定められていなかったため、目標年度を記載し、実効性のある更新・耐震化計画を策定すること。

由利本荘市水道事業

重要給水施設管路について、災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進めるようお願いしているところであるが、貴水道事業では、計画が未策定であったため、早急に策定し、優先順位に基づく計画的な耐震化に取り組むこと。

加賀市水道事業

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。

鯖江市水道事業

耐震性能が特に低い石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね平成30年度までに転換を完了するよう努めることとされているが、貴水道事業においては石綿セメント管の更新計画が定められておらず、その更新が滞っている状況にあるため、更新に向けた検討を速やかにを行い、更新を行うよう努めること。

鯖江市水道事業

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、基幹管路の耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。

坂井市水道事業

石綿セメント管において計画的に更新・耐震化を進めているものの基幹管路、配水支管、重要給水施設管路、破損した場合に重大な被害の恐れが高い管路の計画が未策定であったため、早急に策定し、計画的・優先的に更新・耐震化に取り組むこと。

深谷市水道事業

破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図るようお願いしているところであるが、貴水道事業では、計画が未策定であったため、早急に策定し、優先順位に基づく計画的な耐震化に取り組むこと。

新座市水道事業

水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、施設・基幹管路の耐震化計画は策定されているものの、配水支管、重要給水施設管路及び破損した場合に重大な被害の恐れが高い管路の耐震化計画が定められていなかったため、重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うこと等を考慮した耐震化計画を策定すること。

八潮市水道事業

<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>習志野市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>海部南部水道企業団水道事業</p>
<p>耐震性能が特に低い石綿セメント管については、基幹管路として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね平成30年度までに転換を完了するよう努めることとされているが、貴水道事業においては石綿セメント管の更新計画が定められておらず、更新に向けた検討を速やかに先行し、更新を行うよう努めること。</p>	<p>豊田市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、漏水事故履歴をもとに管路の更新・耐震化を計画的に進めているものの基幹管路、配水支管、重要給水施設管路、石綿セメント管及び破損した場合に重大な被害の恐れが高い管路の計画が未策定であったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>豊岡市水道事業、薩摩川内市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、配水支管の耐震化計画が未策定であるため、速やかに耐震化計画を策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>米沢市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、浄水施設、配水施設、管路の耐震化計画が策定されていなかったため、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めること。なお、既存施設の耐震化に当たっては、その施設の重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施すること。</p>	<p>柳川市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、耐震化計画が策定されていなかったため、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>中津市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、配水施設、管路の耐震化計画が策定されていなかったため、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めること。なお、既存施設の耐震化に当たっては、その施設の重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施すること。</p>	<p>うるま市水道事業</p>
<p>水道施設の耐震化について、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めることとされているが、貴水道事業では、浄水場、配水池等の耐震化計画とともに、重要給水施設管路及び破損した場合に重大な被害の恐れが高い管路の耐震化計画が策定されていなかったため、浄水場、配水池等の耐震化計画を策定し、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく、応急給水で対応できないような水道施設や重要給水施設への管路は優先的に耐震化を行うとともに、耐震性能が特に低い管種の基幹管路についても、できるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換すること等を考慮した耐震化計画を速やかに策定し、耐震化を推進すること。</p>	<p>宇部市上水道事業</p>

4 衛生管理に関すること

①健康診断

<p>水道法第21条第1項及び水道法施行規則第16条第1項の規定により、定期の健康診断の病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとされているが、貴水道用水供給事業では、一部委託事業者において、腸チフス及びパラチフス菌の病原体検索が行われていなかったため、清掃に従事している者も含め水道施設の業務に従事するすべての者について定期に実施すること。</p>	<p>長野県松塩水道用水供給事業</p>
<p>水道法第21条第1項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を行わなければならないが、貴水道事業では、配水施設の設置される構内で伐採等業務に従事する者に定期及び臨時の健康診断を行っていなかったため、適切に実施すること。</p>	<p>半田市水道事業</p>

②汚染防止対策

<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが貴水道事業においては、一部の施設において、さくの設置がなく、一般の注意を喚起するのに必要な立札等を設置していなかったため、さく、立札等を設置し、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>川口市上水道事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一部の配水池等について、さくを設けていなかったため、さくを設けるなど、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>南魚沼市水道事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一部の施設において、一般の注意を喚起するために必要な立札等が設置されていなかったため、立札等を設置し、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>南砺市水道事業、八千代市水道事業、宇部市上水道事業</p>
<p>水道法第31条において準用する第22条及び水道法施行規則第52条において準用する第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道用水供給事業では、一部の施設においてさくが一部未設置の区間があるため、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>福島地方水道用水供給事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一部の施設においてさくが未設置であることや、さくが設置されている場合においても人畜の侵入が懸念される施設があるため、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>由利本荘市水道事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが貴水道事業においては、一部の施設において、さくの設置がなかったため、さくを設置し、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>加賀市水道事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一部の配水池において立入禁止表示の札が未設置であるため、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>上尾市水道事業</p>
<p>水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいには、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一般の注意を喚起するために必要な立札等が設置されていなかったため、立札等を設置し、汚染防止対策を徹底すること。</p>	<p>豊岡市水道事業</p>

水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第1号及び第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にするとともに、当該施設にはかぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一部の水道施設についてこれらの防護措置を講じていなかったため、汚染防止対策を徹底すること。

米沢市水道事業

水道法第22条及び水道法施行規則第17条第1項第2号の規定により、取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じなければならないが、貴水道事業では、一部の施設において、さくが未設置であり、また一般の注意を喚起するために必要な立札等が設置されていなかったため、さくを設ける、立札等を設置する等の汚染防止対策を徹底すること。

舞鶴市水道事業

## 5 水質検査に関すること

### ① 定期及び臨時の水質検査

水道法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査については、水道法施行規則第15条第1項第1号イの規定により、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を1日1回以上行わなければならないが、貴水道事業では、週1回しか行っていなかったため、適切に定期の水質検査を行うこと。

豊岡市水道事業

### ② 採水地点

水道法施行規則第15条第1項第2号の規定により、定期の水質検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定（配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要）することとされているが、貴水道事業では、検査に供する水の採取の場所について、配水管の末端等水が停滞しやすい場所であるとの確認ができなかったため、採取の場所を適切に選定すること。

草加市水道事業、米沢市水道事業

水道法施行規則第15条第1項第2号の規定により、定期の水質検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定（配水管の末端等水が停滞しやすい場所を選定することも必要）することとされているが、貴水道事業では、検査（毎月検査）に供する水の採取場所について、配水系統において水が滞留する場所を選定していることが確認できなかったため、採水の場所を適切に選定すること。

八千代市水道事業

### ③ 水質検査の委託

水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、定期及び臨時の水質検査の委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項のうち、分析日時及び分析を実施した検査員の氏名が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。

川口市上水道事業、草加市水道事業

水道法施行規則第15条第8項第1号ホの規定により、水質検査の委託契約書には、同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、水質検査の結果の根拠となる書類が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。

蕨市水道事業、野々市市水道事業、八潮市水道事業

水道法施行規則第15条第6項の規定により策定された水質検査計画について、貴水道事業では、水質検査を委託する場合における委託の内容、水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査結果の評価に関する事項が未記載であったため、記載すること。

野々市市水道事業

水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、定期及び臨時の水質検査の委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項のうち、検量線のクロマトグラム、濃度計算書が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。また、水道法施行規則第15条第8項第6号の規定により、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業では、水質検査の根拠となる書類等による確認をしていなかったため、水質検査の実施状況の確認を行うこと。

白山市水道事業

<p>水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、定期及び臨時の水質検査の委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。また、水道法施行規則第15条第8項第6号の規定により、委託先の水質検査の実施状況を水質検査の結果の根拠となる書類又は調査その他の方法により確認することとされているが、貴水道事業では、水質検査の結果の根拠となる書類等による確認をしていなかったため、水質検査の実施状況の確認を行うこと。</p>	<p>鯖江市水道事業、坂井市水道事業</p>
<p>水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、定期及び臨時の水質検査の委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。</p>	<p>新座市水道事業</p>
<p>水道法施行規則第15条第8項第1号の規定により、定期及び臨時の水質検査の委託契約書には同号イからへまでに掲げる事項を含むこととされているが、貴水道事業では、委託契約書に水質検査の結果の根拠となる書類に関する事項が含まれていなかったため、当該事項を含む委託契約書とすること。</p>	<p>大府市水道事業、豊岡市水道事業、米沢市水道事業、薩摩川内市水道事業</p>

④水質検査結果

<p>水質検査方法の妥当性評価について、水道水質検査を実施する各検査機関は、日常的な検査を通じて得る結果が、当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合していることを判断するための根拠として妥当性評価を行い、適切な水質管理に努めることとされているが、貴水道事業では、妥当性評価を順次進めているものの、水質基準項目の一部の検査方法について、妥当性評価を行っていなかったため、当該項目の妥当性評価を行うこと。</p>	<p>尼崎市水道事業</p>
--	----------------

⑤原水の水質検査

<p>原水の水質検査について、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く）を実施することとされているが、貴水道事業では、水道の原水（水道用水供給事業からの受水）について、検査を行っていなかったため、検査を行うこと。なお、水道用水供給事業から供給を受ける水のみを水源としており、水を供給する水道用水供給事業が水質検査を行う浄水の採水場所が、貴水道事業が行う原水の水質検査の採水場所と隣接していることから、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業が行う浄水の水質検査を貴水道事業が行う水質検査として取り扱って差し支えない。</p>	<p>野々市市水道事業</p>
<p>原水の水質検査について、すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く）を実施することとされているが、貴水道事業では、一部の水道の原水（水道用水供給事業からの受水）について、検査を行っていなかったため、検査を行うこと。なお、水道用水供給事業から供給を受ける水のみを水源としており、水を供給する水道用水供給事業が水質検査を行う浄水の採水場所が、貴水道事業が行う原水の水質検査の採水場所と隣接していることから、双方が調整を図ることにより、水を供給する水道用水供給事業が行う浄水の水質検査を貴水道事業が行う水質検査として取り扱って差し支えない。</p>	<p>白山市水道事業、加賀市水道事業、坂井市水道事業</p>
<p>水道用水供給事業から供給を受ける水のみを水源としており、水を供給する水道用水供給事業が水質検査を行う浄水の採水場所が、貴水道事業が行う原水の水質検査の採水場所と隣接していなかったため、双方が調整を図ることができる採水場所を選定すること。</p>	<p>うるま市水道事業</p>

⑥水質検査計画

<p>水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、  ・水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものとして、原水から給水栓に至るまでの水質の状況  ・その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査結果の評価に関する事項及び水質検査計画の見直しに関する事項</p>	<p>川口市上水道事業</p>
<p>水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項が記載されていなかったため、水質検査計画に記載すること。</p>	<p>由利本荘市水道事業</p>

水道法施行規則第15条第1項第4号の規定により省略とした検査項目について、概ね3年に1回程度は、水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認する必要があるが、貴水道事業では、検査を実施していなかったことから、今後は適切に検査を実施すること。	白山市水道事業
水道法第20条第1項及び水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、水質検査において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの、定期の水質検査を省略するための要件・その理由、水質検査を委託する場合における委託の内容、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項が記載されていなかったため、水質検査計画に記載すること。	白山市水道事業
水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものとして、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項及び定期の水質検査を省略するための要件・その理由が記載されていなかったため、水質検査計画に記載すること。	鯖江市水道事業
水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るものとして、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項及び水質検査を委託する場合における委託の内容が記載されていなかったため、水質検査計画に記載すること。	坂井市水道事業
水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査計画の見直しに関する事項が記載されていなかったため、水質検査計画に記載すること。	柏市水道事業
水道法施行規則第15条第7項各号の規定により、水質検査計画に記載すべき事項が定められているが、貴水道事業では、その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項として、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項について記載されていなかったため、水質検査計画に記載すること。	大府市水道事業
水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に水質検査計画を策定していたため、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定すること。	豊岡市水道事業

⑦記録の保存

水道法施行規則第15条第6項の規定により、毎事業年度の開始前に定期及び臨時の水質検査計画を策定しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に水質検査計画を策定していたため、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定すること。	新座市水道事業
--	---------

6 水質管理に関すること

①クリプトスポリジウム等対策

水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、浄水施設には、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていなければならないが、貴水道事業では、一部の施設において、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがあるにもかかわらず、当該設備を設けていなかったため、ろ過等の設備を設けること。	南魚沼市水道事業
水道施設の技術的基準を定める省令第5条第1項第8号の規定により、原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあつては、これらを除去することができる濾過等の設備を設置しなければならないが、貴水道事業では、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3の施設において、必要とされる設備が設置されていなかったため、クリプトスポリジウム等対策指針に定めるろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持することが可能なろ過施設等を整備すること。	豊岡市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこととされているが、貴水道事業においては適切な頻度で実施されていなかったため、適切に実施すること。	川口市上水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル4又はレベル3の施設については、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査することとされているが、貴水道事業では、クリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上検査していたものの、指標菌の検査を月1回以上検査していなかったため、適切な頻度で検査すること。	南魚沼市水道事業

クリプトスポリジウム等の対策について、レベル1に分類される施設においては、3年に1回、井戸内部の撮影等により、ケーシング及びストレーナーの状況、堆物の状況等の点検を行うこととされているが、貴水道事業においては実施されていなかったため、適切に実施すること。	南魚沼市水道事業、南砺市水道事業、豊岡市水道事業、柳川市水道事業、薩摩川内市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業ではマニュアルを策定していなかったため、策定すること。	白山市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3の施設については、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査することとされているが、貴水道事業では、指標菌を年5回検査していたものの、クリプトスポリジウム等の検査をしていなかったため、適切に検査すること。	坂井市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業では連絡マニュアル・連絡網を策定していなかったため、策定すること。	新座市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、クリプトスポリジウムを除去できる設備が整備されているレベル4及びレベル3の施設の原水の水質検査において、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査をすることとされているが、貴水道事業では、指標菌を年1回検査していたものの、クリプトスポリジウム等の検査をしていなかったため、適切に検査すること。	豊岡市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度がレベル3の施設については、クリプトスポリジウム等の除去又は不活化のために必要な施設を整備中の期間においては、原水のクリプトスポリジウム等を3ヶ月に1回以上、指標菌を月1回以上検査することとされているが、貴水道事業では、指標菌を月1回検査していたものの、クリプトスポリジウム等の検査をしていなかったため、適切に検査すること。	豊岡市水道事業
クリプトスポリジウム等の対策について、感染症の発生を迅速に把握するとともに、応急対応が遅滞なく実施されるよう、都道府県、水道事業者、水道用水供給事業者等の関係者間における連絡マニュアル・連絡網を予め策定しておくこととされているが、貴水道事業では、マニュアルを策定していなかったため、策定すること。	柳川市水道事業、うるま市水道事業

## 7 危機管理対策に関すること

### ①各種マニュアル

地震対策、水質事故対策、停電対策、テロ対策、渇水対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	南砺市水道事業
停電対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	野々市市水道事業
水質汚染事故対策、停電対策、テロ対策、渇水対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	白山市水道事業
停電対策及び渇水対策について、停電や渇水事故により、甚大な被害を受けた場合、水道事業者においては、応急復旧、応急給水等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められるが、貴水道事業では、マニュアルが策定されていなかったため、マニュアルを策定の上、対策に万全を期すこと。	坂井市水道事業
停電対策、テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	深谷市水道事業、上尾市水道事業

水質汚染事故対策、テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていなかったため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	新座市水道事業
危機管理マニュアル（地震・水質事故）について、貴水道事業ではマニュアルを策定しているものの、災害・事故等を想定した内容に不備が散見されるため、危機管理対策マニュアル策定指針の内容を参考に見直しを行うこと。	習志野市水道事業
停電対策について、停電時に備えた体制整備等に取り組むこととされているが、貴水道事業では、電気事業者との連絡体制や電力供給が停止した場合の対応などが定められていなかったため、マニュアルを策定する等の対応を行うこと。また、渇水対策について、渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業では、計画を作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。さらに、震災対策マニュアル及びテロ対策マニュアルについて、貴水道事業では、緊急時における関係機関との連絡体制の記載がなかったため、マニュアルに記載すること。	八千代市水道事業
水質汚染事故対策、テロ対策、渇水対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていなかったため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	半田市水道事業
停電対策、渇水対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていなかったため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	豊岡市水道事業
地震対策について、地震により甚大な被害を受けた場合、水道事業者においては、応急復旧、応急給水等の諸活動を計画的かつ効率的に実施することが求められるが、貴水道事業では、地震防災の計画や地震発生時の対応マニュアルが整備されていなかったため、これらについて策定すること。また、テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、マニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では当該マニュアルが策定されていなかったため、策定すること。	舞鶴市水道事業
渇水対策について渇水時に予想されるすべての事態を想定して、渇水対策活動に関する計画を作成することとされているが、貴水道事業では作成していなかったため、渇水対策活動を効果的に行えるよう計画を作成すること。	草津市水道事業
テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていなかったため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	薩摩川内市水道事業
テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道管理業務受託者では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていなかったため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。	月島テクノメンテサービス株式会社(薩摩川内市水道事業 第三者委託受託者)
テロ対策について、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、マニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、当該マニュアルのうち、毒物対策、侵入者対策はあるものの、施設の破壊対策が策定されていなかったため、策定すること。また、各種危機管理マニュアルの中で、給水の緊急停止の指揮命令系統における水道技術管理者の役割が明確でなかったため、明確にすること。	大分市水道事業、中津市水道事業
<b>②連絡体制</b>	
水質汚染事故対策、停電対策、テロ対策、渇水対策について、緊急時における関係機関等への連絡・対応体制を整備し、平時より直ちに適切な対策が講じられるよう関係者に周知することとされているが、貴水道事業では連絡体制を整備していなかったため、適切に整備し周知すること。	加賀市水道事業

<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業では、関係機関との応急給水体制が構築されていなかったため、関係機関と連携する体制を構築すること。</p>	<p>坂井市水道事業、所沢市水道事業</p>
<p>緊急時における関係機関等との連絡体制の整備が不十分であるため、連絡体制を整備し、各種危機管理マニュアルに記載すること。</p>	<p>習志野市水道事業</p>
<p>渇水対策について、緊急時における関係機関等への連絡・対応体制を整備し、平時より直ちに適切な対策が講じられるよう関係者に周知することとされているが、貴水道事業では連絡体制を整備してなかったため、適切に整備し周知すること。</p>	<p>半田市水道事業</p>
<p>テロ対策について、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立することとされているが、貴水道事業では、緊急時における関係機関等との連絡体制が整備されていなかったため、連絡体制を整備し、危機管理マニュアルに記載すること。</p>	<p>松阪市水道事業</p>
<p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、貴水道事業では、危機管理マニュアルは概ね策定されているものの、給水の緊急停止時の指揮命令系統が記載されていなかったため、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確にしておくこと。</p>	<p>うるま市水道事業</p>
<p>③給水停止の指揮命令系統</p>	
<p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、貴水道事業では、危機管理マニュアルに、給水の緊急停止時の指揮命令系統が明確に定められていなかったため、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確にしておくこと。</p>	<p>白山市水道事業、新座市水道事業</p>
<p>水道技術管理者は水道の技術管理の中心責任者となるものであるから、その設置に当たっては、当該水道の規模、構造等に適応する十分な技能を有するものを選定するとともに、その業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制等を備えることが必要であるが、貴水道事業では、危機管理マニュアル類において給水停止の指揮命令系統に水道技術管理者の位置付けが不明確であり、緊急時における水道技術管理者の役割が明確ではないことから、各種マニュアルにおいて明示すること。</p>	<p>習志野市水道事業、海部南部水道企業団水道事業、松阪市水道事業</p>
<p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、貴水道事業では、危機管理マニュアルは概ね策定されているものの、水質事故対策マニュアルにおいては、給水の緊急停止時の指揮命令系統が記載されていなかったため、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確にしておくこと。</p>	<p>米沢市水道事業</p>
<p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、貴水道事業では、危機管理マニュアルは概ね策定されているものの、水質事故対策マニュアルにおいては、給水の緊急停止時の指揮命令系統が記載されていなかったため、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確にしておくこと。</p>	<p>柳川市水道事業</p>
<p>給水の緊急停止時の指揮命令系統について、各種危機管理マニュアル策定においても、給水の緊急停止時の指揮命令系統を明確化することとされているが、貴水道事業では、危機管理マニュアルは策定されているものの、テロ対策マニュアルにおいては、給水の緊急停止時の指揮命令系統に水道技術管理者が位置付けられていなかったため、給水の緊急停止時の指揮命令系統に水道技術管理者を位置付けること。</p>	<p>尼崎市水道事業</p>
<p>④応急復旧・応急給水体制</p>	
<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業では、関係機関との応急給水体制が構築されていなかったため、関係機関と連携する体制を構築すること。</p>	<p>野々市市水道事業、鯖江市水道事業、深谷市水道事業、薩摩川内市水道事業、大分市水道事業、うるま市水道事業</p>

<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業では、関係機関との連携体制が構築されていなかったため、連携する体制を構築すること。</p>	<p>白山市水道事業、新座市水道事業、上尾市水道事業、海部南部水道企業団水道事業、宇部市上水道事業</p>
<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道用水供給事業では、関係機関との応急給水体制が構築されていなかったため、関係機関と連携する体制を構築すること。</p>	<p>長野県松塩水道用水供給事業</p>
<p>基幹病院等の重要給水施設に係る応急給水体制について、断水発生時においても速やかに対応が図れるよう、応急給水体制の充実を図ることとされているが、貴水道事業では、関係機関と相互に連携・連絡する体制となっていないため、応急給水体制の充実を図ること。</p>	<p>草津市水道事業</p>
<p>事故時の応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ることとされているが、貴水道事業では、マニュアルが策定されておらず、緊急事態への対応体制が整っていないため、マニュアルを策定するとともに、緊急事態への対応体制を整えること。</p>	<p>薩摩川内市水道事業</p>
<p>⑤水源監視・水道施設の警備強化</p>	
<p>施設内への来訪者等の管理について、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ることとされているが、貴水道事業では、上青木浄水場の来訪者等の管理がなされていないため、来訪者等名簿を作成するなど、管理を徹底すること。また、同浄水場において、中央監視室の施錠等がされておらず、部外者が入室可能な状態であったため、中央監視室の施錠を行うなど、警備の強化を図ること。</p>	<p>川口市上水道事業</p>
<p>水道施設においては、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図ることとされているが、すりかみ浄水場において、中央監視室の施錠等がされておらず、部外者が入室可能な状態であったため、中央監視室の施錠を行うなど、警備の強化を図ること。</p>	<p>福島地方水道用水供給事業</p>
<p>水源監視・水道施設の警備強化について、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底することとされているが、貴水道事業では、一部の浄水場において警備体制が十分でないため、警備の強化を行うこと。</p>	<p>白山市水道事業、加賀市水道事業</p>
<p>水源監視・水道施設の警備強化について、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底することとされているが、貴水道事業では、一部の配水施設において警備体制が十分でないため、警備の強化を行うこと。</p>	<p>半田市水道事業</p>
<p>⑥施設内への来訪者管理</p>	
<p>施設内への来訪者等の管理について、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ることとされているが、貴水道事業では、浄水場の来訪者等の入場記録簿が整備されておらず、来訪者等の管理がなされていないため、来訪者等の管理を徹底すること。</p>	<p>豊岡市水道事業</p>
<p>施設内への来訪者等の管理について、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ることとされているが、貴水道事業では、配水池及びポンプ場の来訪者等の入場記録簿が整備されておらず、来訪者等の管理がなされていないため、来訪者等の管理を徹底すること。</p>	<p>うるま市水道事業</p>
<p>⑦新型インフルエンザ対策</p>	
<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進することとされているが、貴水道事業では、事業継続計画が策定されておらず、適切な対策がとられていなかったため、事業継続計画を策定すること。</p>	<p>南砺市水道事業、坂井市水道事業、豊岡市水道事業、薩摩川内市水道事業</p>
<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進することとされているが、貴水道事業では適切な対策がとられていなかったため、事業継続計画を策定すること。</p>	<p>舞鶴市水道事業</p>

<p>新型インフルエンザ対策について、水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドラインを参考として、事業継続計画を策定するなど適切な新型インフルエンザ対策を推進することとされているが、貴水道事業では、新型インフルエンザ対策マニュアルは策定しているものの、内容が不十分で適切な対策がとられていなかったため、マニュアルの内容を充実させること。</p>	<p>うるま市水道事業</p>
<p>⑧情報セキュリティ対策</p>	
<p>情報セキュリティ対策について、水道分野における情報セキュリティ対策ガイドラインを参考にし、各水道事業者の状況に応じて適切な対策を実施することとされているが、貴水道事業では、適切な対策を実施していなかったため、当該ガイドラインを踏まえた情報セキュリティ対策を実施すること。</p>	<p>うるま市水道事業</p>
<p>⑨施設図等の整備・保管</p>	
<p>水道施設台帳について、平常時はもとより、緊急時においても、施設の情報把握が求められるが、貴水道事業では、管路以外の水道施設台帳を整備していなかったため、整備されたい。</p>	<p>由利本荘市水道事業</p>
<p>施設図等の整備について、水道施設の完工図その他の記録について、必要な情報が明示されたものを整備し、新設、改良、増設、撤去等の場合には、その都度、速やかに修正するなど、常に最新の記録を整備することとされているが、貴水道事業では、管路の台帳は作成されているが、管路以外の台帳が作成されていなかったため、管路以外についても台帳を作成すること。</p>	<p>豊岡市水道事業</p>
<p>⑩汚染源の把握</p>	
<p>水道水源が汚染されるおそれのある水道事業者等にあつては水源の監視を強化し、また必要に応じて水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入を考慮するなど、毒劇物等による汚染の早期発見に努めることとされているが、貴水道事業においては、水源が汚染されるおそれがあるにもかかわらず、水源の監視強化等の対策が行われていなかったため、適切な対策を講じること。</p>	<p>川口市上水道事業</p>
<p>水道水源の汚染源の把握について、平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道事業においては、一部の水源（浅層地下水、湧水）において水源付近等の状況を把握していなかったため、定期的に水源付近の状況把握を行うこと。</p>	<p>由利本荘市水道事業</p>
<p>水道水源の汚染源の把握について、平常より水源付近及びその後背地域について汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の有無の把握に努めることとされているが、貴水道事業においては、水源付近等の状況を把握していなかったため、定期的に水源付近の状況把握を行うこと。</p>	<p>舞鶴市水道事業</p>
<p>⑪水安全計画</p>	
<p>水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、内容の充実を図りながら水安全計画の策定に向けて取り組んでいるが、現在、計画の策定に至っていないため、速やかに計画を策定の上、安全な水の供給を確実にするシステムづくりに取り組むこと。</p>	<p>南魚沼市水道事業、南砺市水道事業、習志野市水道事業、豊岡市水道事業、薩摩川内市水道事業</p>
<p>水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、平成30年度の策定を予定しているものの、現在、計画の策定に至っていないため、速やかに計画を策定の上、安全な水の供給を確実にするシステムづくりに取り組むこと。</p>	<p>野々市市水道事業</p>
<p>水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が策定されていなかったため、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画を策定すること。</p>	<p>鯖江市水道事業、坂井市水道事業、上尾市水道事業、舞鶴市水道事業、柳川市水道事業、中津市水道事業、うるま市水道事業</p>

水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、平成31年度の策定を予定しているものの、現在、計画の策定に至っていないため、速やかに計画を策定の上、安全な水の供給を確実にするシステムづくりに取り組むこと。	深谷市水道事業
水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理が実施されていないため、速やかに計画を策定の上、安全な水の供給を確実にするシステムづくりに取り組むこと。	新座市水道事業
水安全計画について、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこととされているが、貴水道事業では、平成31年度4月完成を目標に内容の充実を図りながら水安全計画の策定に向けて取り組んでいるが、現在、計画の策定に至っていないため、速やかに計画を策定の上、安全な水の供給を確実にするシステムづくりに取り組むこと。	松阪市水道事業
水安全計画について、貴水道事業では、水安全計画策定ガイドラインに沿った計画が未策定であるため、水道システムに関する危害評価を行った上で、自らの水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底により、良質で安全な水道水の供給確保について取り組むこと。	米沢市水道事業

## 8 住民対応に関すること

### ①情報提供

水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。	川口市上水道事業、海部南部水道企業団水道事業
水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、貯水槽水道の管理等に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。	松戸市水道事業
水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道料金その他需要者の負担・貯水槽水道に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。	蕨市水道事業
水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、貯水槽水道の管理、耐震性能や耐震化に対する取組については定期的に、災害等における危機管理については必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、貯水槽水道の管理、耐震性能や耐震化に対する取組については毎年1回以上定期的に、災害等における危機管理については必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供すること。	南魚沼市水道事業
水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道施設の整備に要する費用、貯水槽水道の管理、耐震性能や耐震化に対する取組に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。	南砺市水道事業
水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項及び水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。また、水道事業の実施体制に関する事項、水道料金その他需要者の負担に関する事項並びに給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、これらの事項について、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていないため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。	由利本荘市水道事業

<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。また、水道水の安全性、水道事業の実施体制、貯水槽水道の管理、耐震性能や耐震化に対する取組等に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>野々市市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。また、同規定により、定期の水質検査結果に関する事項、水道料金その他需要者の負担に関する事項、給水装置及び貯水槽水道の管理に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。さらに、同じく、同規定により、災害等における危機管理については、必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、必要が生じたときには速やかに水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>白山市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道事業の実施体制、水道施設の整備に要する費用、水道事業に要する費用、水道料金その他需要者の負担、貯水槽水道の管理、耐震性能や耐震化に対する取組の状況に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>加賀市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、災害等における危機管理について、必要に応じて水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、必要に応じて水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>鯖江市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の5月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。また、同規定により、水道事業の実施体制、耐震性能や耐震化に対する取組については定期的に、災害等における危機管理については必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、水道事業の実施体制、耐震性能や耐震化に対する取組については毎年1回以上定期的に、災害等における危機管理については必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>坂井市水道事業</p>
<p>水道法第31条において準用する第24条の2及び水道法施行規則第52条において準用する第17条の2の規定により、給水装置の管理、貯水槽水道の管理について、定期的に水道用水の供給を受ける水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道用水供給事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道用水の供給を受ける水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>長野県松塩水道用水供給事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、耐震性能や耐震化に対する取組について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>深谷市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、耐震性能や耐震化に対する取組の状況に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>新座市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道料金その他需要者の負担に関する事項と給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、毎年1回以上情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>八潮市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、貯水槽水道に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>柏市水道事業</p>

<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、法第20条第1項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項の状況に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。また、水道料金その他需要者の負担に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、これらの事項について、毎年1回以上定期的に情報の提供がなされていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>上尾市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。また、同規定により、水道料金その他需要者の負担に関する事項、水道事業の実施体制に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>半田市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、貯水槽水道・耐震性能や耐震化に対する取り組みに関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、情報の内容を充実させ毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>松阪市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道事業の実施体制に関する事項、水道料金その他需用者の負担に関する事項、貯水槽水道の管理等に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業では、これらの事項について、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>大府市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道事業の実施体制に関する事項、貯水槽水道の管理等に関する事項、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項を、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報提供しなければならないが、貴水道事業では、これらの事項について、毎年1回以上定期的に情報提供がなされていなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。また水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項については、情報提供できる資料が作成されていなかったため、速やかに作成すること。</p>	<p>豊田市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の4月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。また、同規定により、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>豊岡市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道水の安全性、給水装置の管理、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項は、毎年1回以上定期的に、災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項は、必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、適切に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>米沢市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、耐震性能や耐震化に対する取組について、定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>柳川市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水道事業の実施体制、水道施設の整備に要する費用、水道事業に要する費用及び耐震性能や耐震化に対する取組について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。また、同規定により、災害等における危機管理について、必要が生じたときに速やかに水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>薩摩川内市水道事業</p>
<p>水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2の規定により、水質検査計画に関する事項について、毎事業年度の開始前に、水道の需要者に対し、情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、事業年度の開始後の5月に情報を提供していたため、毎事業年度の開始前に情報を提供すること。また、同規定により、給水装置及び貯水槽水道の管理等に関する事項、水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項について、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供しなければならないが、貴水道事業では、情報を提供していなかったため、毎年1回以上定期的に水道の需要者に対して情報を提供すること。</p>	<p>中津市水道事業</p>

<p>水道法施行規則第12条第1号の規定により、料金がおおむね3年を通じ、財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであることとされているが、貴水道事業では、適正な原価に照らし、適切な収益が確保されていない状況が続いていることから、財政の均衡を図るべく是正すること。</p>	<p>南砺市水道事業、鯖江市水道事業</p>
<p>水道法施行規則第12条第2号の規定により、資産維持費相当額を総括原価に算入することとされているが、貴水道事業では、対応できていないことから是正すること。</p>	<p>南砺市水道事業、加賀市水道事業、坂井市水道事業、河内長野市水道事業</p>
<p>9 その他</p>	
<p>水道法第24条の3第3項の規定により、水道管理業務受託者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならないが、貴水道管理業務受託者は、受託水道業務技術管理者の任命を行っていなかったため、任命を行うこと。また、水道法第24条の3第4項の規定により、受託水道業務技術管理者は、水道法第19条第2項各号に掲げる事項に関する業務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないが、貴水道管理業務受託者は、当該業務について、水道事業として選任されている水道技術管理者としての確認は行っていたが、受託水道業務技術管理者としての確認を行っていなかったため、受託水道業務技術管理者として水道の管理についての技術上の業務を行うこと。</p>	<p>福岡市水道事業</p>